

## 国有林野事業（検知業務）の請負者の皆様へ

素材の検知業務請負は、当局の定める方法・工期により、当該地域の労務費や諸経費等をベースに、適切な予定価格の算定を行い実施しているところです。

この度、工期調査を実施した結果、素材の巻立の長級割合の変化や検知業務の一部で作業効率が高い実態があったことから、予定価格算定における検知業務請負の作業内容（１）の業務〔素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業〕及び（５）の業務〔低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い、指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業〕について工期を見直すことにしましたのでお知らせします。

### 適用の時期：平成 31 年 4 月以降から適用

今後においても作業内容・方法等の変更がある場合には、工期の見直しを適宜行うなど、適切な価格設定となるよう対応して参ります。これからも国有林野事業へのご理解ご協力のほどよろしく願います。